

字金城自治会会則

第一章 総則

名称及び所在地

第1条 本会は、字金城自治会と称し、事務所を金城会館（那覇市金城3-3-2）におく。

目的

第2条 本会は会員相互の融和、親睦と生活文化向上を図り以って地域社会発展に寄与することを目的とする。

事業

第3条 本会は前条の目的を達成するため必要に応じて一般財団法人字金城郷友会と連携して次の事業を行う。

- 1 祭祀及び行事に関すること。
- 2 生活文化の向上に関すること。
- 3 地域環境整備及び美化に関すること。
- 4 婦人部、老人会そのほか関係諸団体の育成に関すること。
- 5 金城会館の管理運営に関すること。
- 6 その他本会の目的に必要な事業。

第二章 会員及び役員

会員

第4条 字金城郷友会の会員および那覇市金城に居住するものでかつ本会の趣旨に賛同し本会役員の承認を得たもの。

脱退

第5条 本会会員は、いつでも脱退することが出来る。

除名

第6条 本会会員が本会の趣旨に反する行為または名誉を著しく傷つけた場合は除名することが出来る。
ただし役員会での審議を要し本人へ弁明の機会を与えることとする。

役員

第7条 本会の円滑な運営と諸事業の遂行のため次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 庶務会計 1名

4 評議委員 20名以内

5 監事 2名

役員を選出

第8条 本会の会長は前年度の副会長をもって昇格させる。

第9条 副会長は 評議委員会で承認を得たものとし総会で報告する。

第10条 評議委員は 自治会長経験者および本会への貢献大なるもので議委員会で推薦され承認を得たもの。

第11条 監事は 評議委員会で承認を得たものとし総会で報告する。

役員の仕事

第12条 会長は本会を代表し会務を統括する。

第13条 1 副会長は会長を補佐し会務を記録する、会長に事故あるときはその職務を代行する。

2 副会長は会務を記録し議事録を作成する。

第14条 庶務会計は会計を担当する。

第15条 評議委員は役員会を構成し本会の重要事項を審議する。

第16条 監事は本会の会計を監査し

その結果を評議委員会及び総会で報告する。

役員の仕事

第17条 本会の役員の仕事は次のとおりとするただし再任を妨げない。

4月1日から3月31日までの一年間。

評議委員においては一年間会議に無断欠席した場合は退任とする。

第三章 会議

会議の種類及び招集

第18条 本会の会議は定期総会、臨時総会、評議委員会とし会長がそれを招集する。

第19条 定期総会は毎年4月に開催する。

第20条 臨時総会は必要に応じて会長の要請により評議委員会の同意を得て開催する。

第21条 評議委員会は会長、副会長、庶務会計及び評議委員で構成し本会の重要事項を審議し原則として毎月開催するただし会長が必要と認めるときは臨時に招集できる。

会議の議長

第22条 会長は前条に定める会議の議長となる。

会議の議決

第23条 第18条の議事は出席者の過半数の賛成により決し可否同数の時は議長により決する。

総会での承認事項

次の事項は総会において承認を得るものとする。

- 第24条
- 1 予算、決算に関する事項
 - 2 事業計画、事業報告に関する事項
 - 3 監査報告
 - 4 役員の任期に関する事項
 - 5 会則の改廃に関する事項
 - 6 その他、評議委員会が必要と認めた事項

議事録

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む）
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第四章 会計

運営費

第26条 本会の運営費は会費および、一般社団法人宇金城郷友会からの助成金、寄付金その他の収入を以てこれに充てる。

会計年度

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

運営資金の管理

第28条 本会の運営資金の管理は会長がその任に当たり金融機関に預貯金して厳正に管理しなければならない。
事務処理は庶務会計がこれに当たる。

運営資金の貸出禁止

第29条 本会の運営資金はその理由の如何にかかわらず貸出を禁止する。

会計監査

第30条 本会の会計監査は毎年3月の会計年度終了後速やかに行う。

第五章 雑則

備え付き帳簿の種類及び保管

第31条 本会は、次の帳簿並びに書類を具備し保存期間は次の通りとする。

- 1 自治会会則繰り（永久保存）
- 2 会員名簿（永久保存）
- 3 予算決算書（永久保存）

- 4 議事録（永久保存）
- 5 現金出納帳（10年保存）
- 6 領収証及び証書綴り（10年保存）
- 7 毎年度事務引き継ぎ書

5項6項について廃棄する時は評議委員会の承認を得ること。

表彰および慶弔費等

第32条 表彰および慶弔等運営に関する詳細は別途細則で定める事とする。

附則

本会則は、平成31年4月20日総会において承認され同日施行する。